

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の継続・安定的発展を確保し、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー(利害関係者)、並びに従業員の利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
EMMA & KEITO株式会社	8,750,000	30.46
輪島 総介	7,769,300	27.04
パーソルクロステクノロジー株式会社	1,875,000	6.53
株式会社KFV	1,250,000	4.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,038,700	3.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	716,700	2.49
KIA FUND F149	625,100	2.18
大沢 拓巳	500,000	1.74
北村 裕樹	500,000	1.74
寺島 尚秀	500,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無

輪島 総介

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 2025年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、田中耕平及びその共同保有者である株式会社KFVが2025年6月19日現在で以下の株式を保有している旨が記載されております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

田中耕平 所有株式数:983,200株 株券等保有割合3.42%

株式会社KFV 所有株式数:1,250,000株 株券等保有割合4.35%

2. 2025年7月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、輪島総介及びその共同保有者であるEMMA & KEITO株式会社が2025年7月22日現在で以下の株式を保有している旨が記載されております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

輪島総介 所有株式数:7,830,800株 株券等保有割合25.69%
EMMA & KEITO株式会社 所有株式数:8,750,000株 株券等保有割合30.46%

3. 2025年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、輪島総介及びその共同保有者であるEMMA & KEITO株式会社が2025年8月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

輪島総介 所有株式数:4,940,300株 株券等保有割合17.20%
EMMA & KEITO株式会社 所有株式数:8,750,000株 株券等保有割合30.46%

(注)2025年8月15日公表の「当社代表取締役による株式の売却及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、輪島総介は親会社以外の支配株主に該当しないこととなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、現状支配株主との取引は行っておりません。
将来において取引を行う可能性が生じた場合には、経営上の合理性・取引条件の適正性に留意し、法令・諸規程に遵守の上、取締役会にて十分な審議及び決議を実施するとともに、公正で適切な取引関係を維持することで、当社及び少数株主に不利益とならないように対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米山 恭右	他の会社出身者											
田村 誠一	他の会社出身者											
高橋 広敏	他の会社出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米山 恭右			コンサルティングファームおよび事業会社における経営者として豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
田村 誠一			コンサルティングファームおよび事業会社における経営者として豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
高橋 広敏			スタートアップ企業から大企業まで幅広い企業ステージを経営者として牽引した豊富な経験を有しており、当社経営に対し有益な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、監査内容や課題について定期的に情報交換や意見交換等を行っており、監査の実効性及び有効性、効率性を向上させるため、相互に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本田 雄輔	他の会社の出身者													
細川 琢夫	他の会社の出身者													
西本 俊介	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田 雄輔			公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識に加え、監査役実務を通じて培われた豊富な経験を有しており、これらの知見を活かし当社の監査・監督に貢献頂けると判断したため、社外監査役として選任いたしました。また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

細川 琢夫		多くの事業会社における豊富な経営管理の知識や経験を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
西本 俊介		弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外監査役に選任いたしました。また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を充たし、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、米山恭右氏、田村誠一氏、高橋広敏氏、本田雄輔氏、細川琢夫氏、西本俊介氏を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値最大化に対する決意及び士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社役職員に企業価値最大化に対する決意及び士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	一部のものだけ個別開示
---	-------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っています。有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額内で、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートはコーポレート本部が実施しております。取締役会での活発な議論や意見交換が実施されるよう、取締役会資料は、コーポレート本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役7名(うち、社外取締役3名)で構成され、議長は代表取締役社長CEO 田中耕平が務めております。業務執行の最高意思決

定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会に監査役3名(うち、社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席等により取締役の職務の執行の監査を行っており、監査役会は、監査に関する意見を形成するための協議機関であります。監査役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をしております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。

(c) 会計監査人

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(d) コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

当社は、リスクマネジメント体制を強化するためにリスク管理委員会、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス委員会を設置しております。両委員会とも委員長は代表取締役の互選によって選定された者が務め、コーポレート本部長及び委員長が指名する者が委員を務めております。コンプライアンス事案、リスク事案が発生した都度、速やかに開催されており、倫理・コンプライアンスに対する意識の向上及び様々なリスクに対する対応策及びリスクの顕在化に対する再発防止策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。また、社員等の懲戒処分を実施する際に設置する懲戒委員会は、代表取締役、取締役、懲戒対象者の所属する部門の責任者及び人事責任者で構成されており、コンプライアンス委員会又はリスク管理委員会で審議された内容を基に、懲戒判断を行うこととし、懲戒処分を行う際に不公正な取扱いをなさない仕組みを担保しております。

(e) 内部監査室

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。

(f) 経営戦略会議

当社は、経営に関する重要事項について審議するため、常勤取締役、上級執行役員及び各本部長で構成される経営戦略会議を設置しております。経営戦略会議は原則として月2回開催され、経営執行の基本方針、財務及び経理に関する事項、その他経営に関する重要事項の審議及び検討を行っております。

(g) 責任限定契約

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、会社法上の機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社は、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現すると共に組織的に十分牽制の効く企業統治の体制を採用しております。また、有効な内部統制を構築するために内部監査室を設置し、リスクマネジメント体制を強化するためにリスク管理委員会、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、必要に応じて、弁護士等の外部専門家に助言を頂くことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

当社は、取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性及び健全性を高め、さらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算であり、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。
電磁的方法による議決権の行使	2025年5月期の定時株主総会より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2025年5月期の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2025年5月期の定時株主総会より、招集通知の英訳につき、当社ホームページ及び東京証券取引所の東証上場会社情報サービスにWeb開示いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を随時、開催しており、主に代表者が説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しており、主に代表者が説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算後説明会後に海外の機関投資家と個別のIR面談を実施しており、主に代表者が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下当社ウェブサイトにおいて掲載しております。 https://globe-ing.com/corporate/company/	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部に、財務経理・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスを企業活動の大前提とし、役職員がとるべき行動指針としてコンプライアンス基本方針を定めており、各ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。 なお、サステナビリティに関する取り組みに関しては有価証券報告書の、「2[サステナビリティに関する考え方及び取組]」の項目に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として適時開示規程を定めております。また、決算説明会の開催や当社ウェブサイトでの発信等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2023年9月の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作りの方針を以下の通り定め、体制整備を図っております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制
- 反社会的勢力の排除に関する体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社の子会社において反社会的勢力による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とし、2022年11月に「反社会的勢力対策規程」を制定、2024年3月に実際の運営内容を拡充させ、改訂版を制定しています。「当社および子会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」を基本方針とし、取引先が反社会的勢力ではないことの確認については、コーポレート本部にて随時チェックする体制を確立しています。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

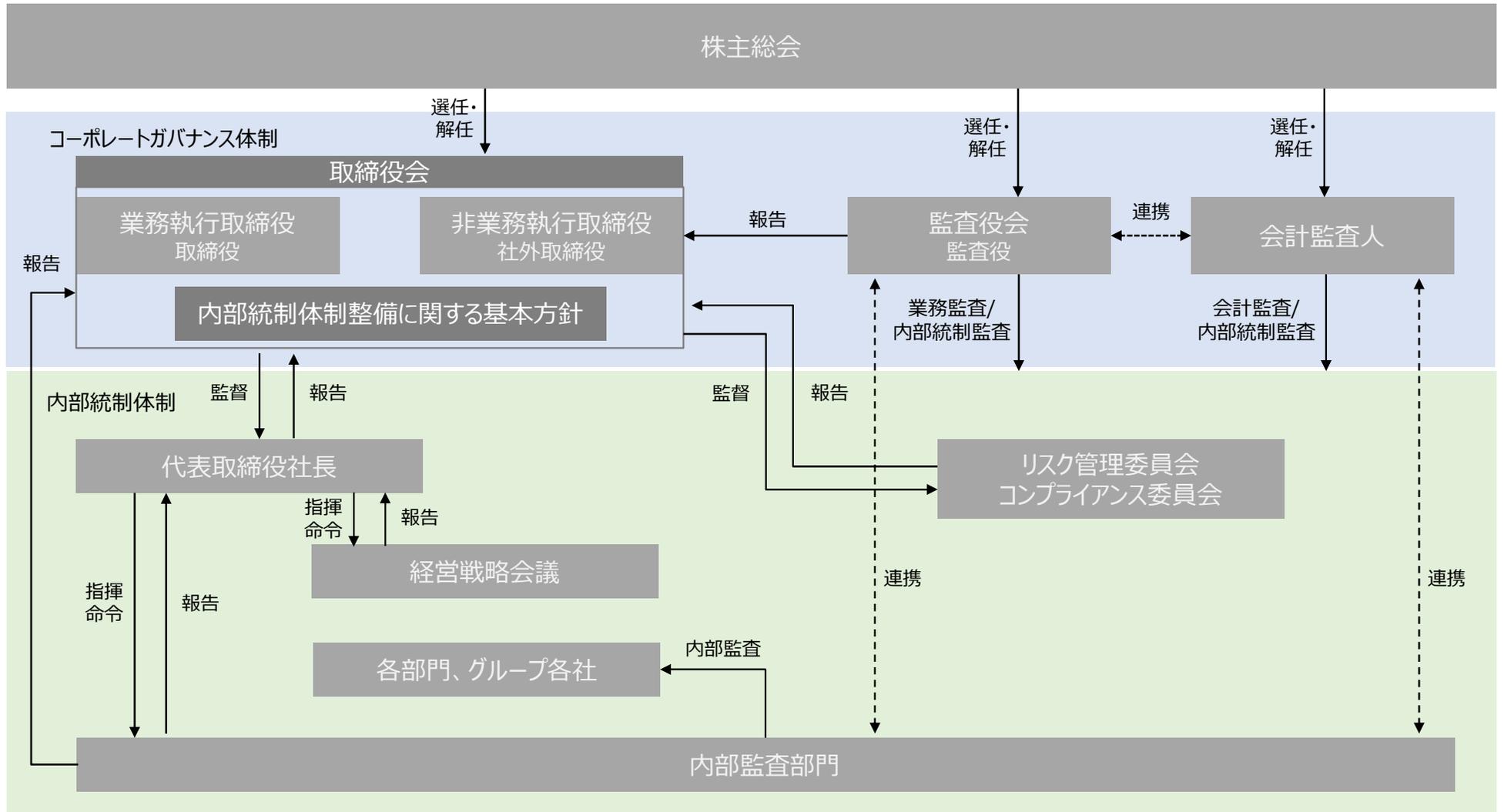
該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

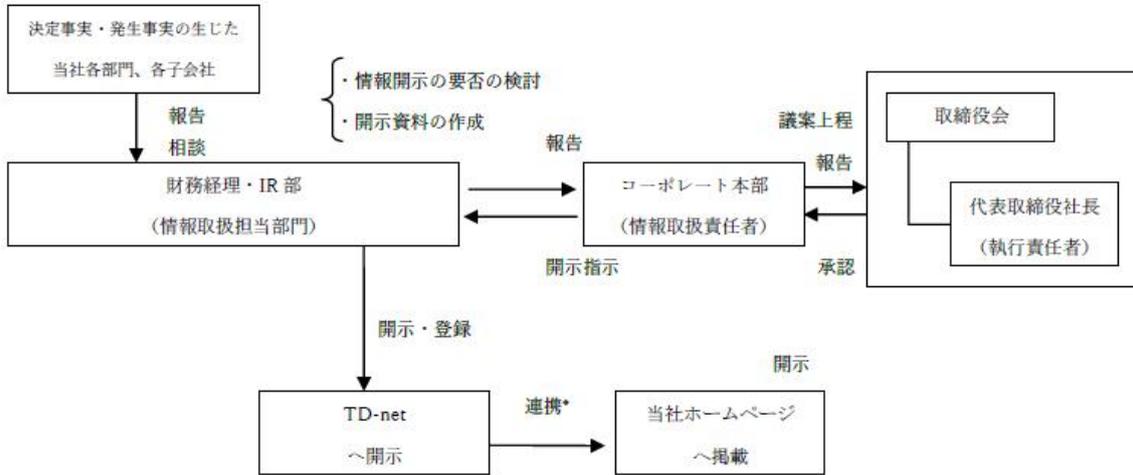
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制を参考資料として添付しております。

コーポレート・ガバナンス体制

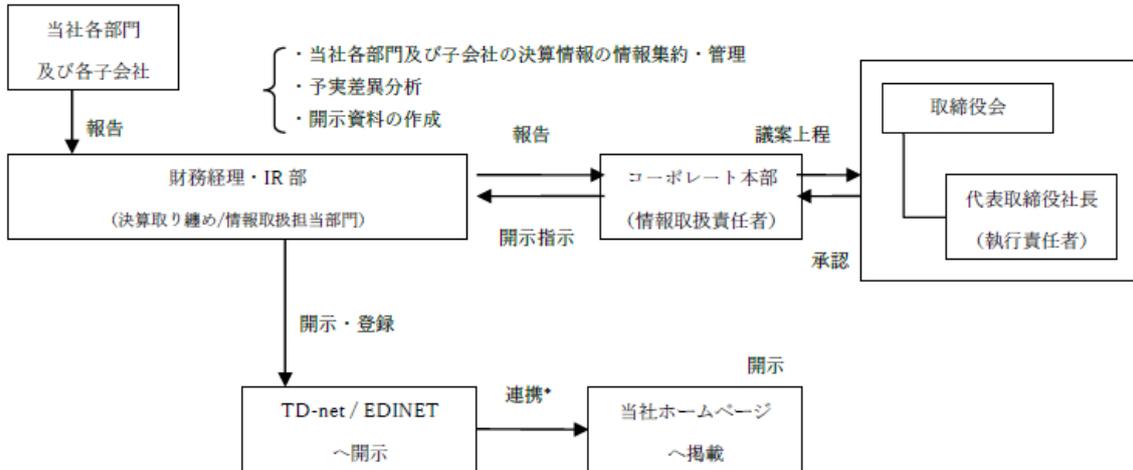


適時開示体制

・ 発生事実・決定事実



・ 決算情報



*宝印刷㈱が提供する WizLaboLibrary により連携